

市街地整備と住宅整備

神戸市震災復興緊急整備条例を手がかりとして

山下 淳

1 条例の概要

条例の構造は次のようになっている。
第一に、「甚大な被害を被った市街地のうち、災害に強い街づくりを進める必要な区域を震災復興促進地域として指定する」(条例七条一項)。

第二に、「促進地域のうち、建築物の集中的倒壊及び面的焼失その他の甚大な被害を被った地域であり、かつ、災害に強い街づくりの観点から特に緊急的及び重点的に都市機能の再生、住宅の供給、都市基盤の整備その他の市街地整備を促進すべき地域を、整備目標を定めることにより、重点復興地域として指定する」(条例七条二項)。

第三に、促進地域および復興地域内では、建築確認申請の三〇日前までに、建築物等の建築の内容を市長に届け出ることとされる(九条、規則三条)。「主要構

はじめに

兵庫県や各市の震災復興計画が固まりつつある。さまざまな復興策がすすみつた。このような復興施策の重点のひとつは、いうまでもなく、住宅の迅速な復旧整備にある。住民にとって生活の基盤である住宅の復旧や供給が最大関心であることはいうまでもない。震災により多くの建築物が破壊された。神戸市では八万六七三二棟の建築物が全・半壊し、七三七棟が全・半焼した。西宮市では五万九八六九棟が全・半壊した。約四戸の応急仮設住宅の建設はほぼ完成に近づいているが、現在もなお避難所生活を余儀なくされているされている方が多くいる(七月には避難所をすべて解消する予定と聞くが、うまくいかかどうか

か)。恒久的な住宅ストックの早急な確保が求められている。兵庫県「ひょうご住宅復興三年計画(案)」によれば一二万五千戸の住宅を、「神戸市震災復興住宅整備緊急三年計画(案)」によれば八

万二千戸を三ヵ年(平成七年度~九年度)で供給するものとされている。

しかし、これら計画に如実に示されているように、住宅ストックの回復のための施策は、例えば、(1)災害復興公営住宅等、災害復興準公営住宅(特定優良賃貸住宅)といった公共賃貸住宅の供給促進、(2)災害復興住宅、被災者住宅再建支援制度、民間住宅共同化支援制度といつた民間住宅の再建支援、(3)マンション所有者への再建支援、(4)被災県民への特別融資等、さまざまな領域において、しか

も、手法的にみても、災害公営住宅の建設、買い取り・借り上げ公営住宅の活用、住宅市街地総合整備事業や住宅地区

一 市街地整備の仕組みと現状

いち早く二月一六日に神戸市では、「震災復興事業としての市街地と住宅と

の緊急整備を円滑に推進することにより、災害に強い活力ある市街地の形成及び良好な住宅の供給を目指すことを目的」として「震災復興緊急整備条例」を制定した。

がより強い届出制であるといえる。⁽³⁾

第四に、届出があったときは、市長は、「災害に強い街づくりに関する情報」を提供し、及び当該届出に関する建築主と協議をおこなう」（一〇条）。

2 経緯⁽⁴⁾

神戸市では、二月一日に建築基準法八四条に基づく建築制限区域（六地区、約二三三ヘクタール）が指定され、さらに三月一七日まで一ヶ月期間延長されたが、二月一六日には、本条例に基づき、震災復興促進区域、約五八八七ヘクタール（二月一六日告示）が指定された。被災状況をもとに再開発方針（都市再開発法二条の三）で定められた一号市街地およびそれと連坦する臨港地区をその区域としている。⁽⁵⁾

そして、マスコミでも取りあげられた三月一七日の都市計画決定により、神戸市の場合は、新長田駅周辺、御薗、森南、松本、六甲道駅周辺の五地区（一五〇・五ヘクタール）について、被災市街地復興特別措置法⁽⁶⁾に基づく被災市街地復興推進地域と、第二種市街地再開発事業（二地区）・土地区画整理事業（五地区）の施行区域の都市計画決定がなされた。⁽⁷⁾さらに、かかる都市計画事業区域を取り込むように、市内二四地区（約一二二五ヘクタール（三月一七日告示）が条例

による重点復興地域に指定され、整備目標が定められた。⁽⁸⁾

重点復興地域の指定にあたっては、次のような考え方方がとられた。

①被災の状況のみならず、從来より都市基盤や住環境に課題を抱えており、個別の自力再建だけでは良好な市街地の形成が困難と考えられる地域を指定したこと。

②インナーシティへの住宅の重点供給や都心機能の再生強化が必要と考えられる地域を指定したこと。

③まちづくり協議会が組織され、まちづくり提案がまとまるなど、地元住民のまちづくり機運の高まりのある地域は、今後も積極的に追加指定していくこと。

3 復興の枠組み

復興都市計画事業区域、復興重点地域、震災復興促進区域といふ、三つのゾーンの相互関係は、別図のように考えられている。つまり、条例の地域区分は、被災市街地復興推進地域・復興都市計画事業施行地区を核として、順次包含しつつその周辺を広くカヴァーしていく重層構造となっている。そして、このような枠組みに対応する形で、復興のための事業手法・住宅供給等も連携することが想定されている。

（2）震災復興促進区域におけるまちづくり・建築誘導
①まちづくりへの誘導
・神戸復興すまい・まちづくりコンペの実施

くりと連携した住宅整備として、まちづくり支援制度の拡充（まち・すまいづくりコンサルタント派遣制度、まちづくり助成制度）

（1）重点復興地域での住宅整備の進め方
①各種事業を積極的に導入し、まちづくりと連携した住宅供給・住環境整備を推進する。

②個別建築物の建築誘導・支援
・土地区画整理事業による道路、公園等の整備にあわせ、協調化・共同化を誘導する。

③「まちづくり人材センター（仮称）」の設置
・市街地再開発事業により、土地の高度利用による道路、公園、建築物等の一体整備を進め、都市型集合住宅を建設する。

④「復興住宅メッセ（仮称）」の開催⁽⁹⁾
・分譲マンション替の支援

⑤「H.O.P.E.計画（地域住宅計画）」の実施⁽¹⁰⁾
・密集住宅市街地整備促進事業により、民間による住宅供給・住環境整備を一体的に行う。

・住宅市街地総合整備事業により、民間による住宅建設を積極的に支援するとともに、公営・公團・公社の住宅を重点的に供給する。

⑥安全で快適な住宅及び住宅街区の整備を推進する。

・高齢社会に対応した住宅の建設を誘導し、防災制の高い住宅街区の形成を図る。

（2）震災復興促進区域におけるまちづくり・建築誘導
①まちづくりへの誘導
・神戸復興すまい・まちづくりコンペの実施

・まちづくり支援制度の拡充（まち・すまいづくりコンサルタント派遣制度、まちづくり助成制度）

（1）重点復興地域での住宅整備の進め方
①各種事業を積極的に導入し、まちづくりと連携した住宅供給・住環境整備を推進する。

②個別建築物の建築誘導・支援
・地域・街区単位での共同・協調建替の実施

③「まちづくり人材センター（仮称）」の設置
・土地区画整理事業による道路、公園等の整備にあわせ、協調化・共同化を誘導する。

④「復興住宅メッセ（仮称）」の開催⁽⁹⁾
・分譲マンション替の支援

⑤「H.O.P.E.計画（地域住宅計画）」の実施⁽¹⁰⁾
・密集住宅市街地整備促進事業により、民間による住宅供給・住環境整備を一体的に行う。

・住宅市街地総合整備事業により、民間による住宅建設を積極的に支援するとともに、公営・公團・公社の住宅を重点的に供給する。

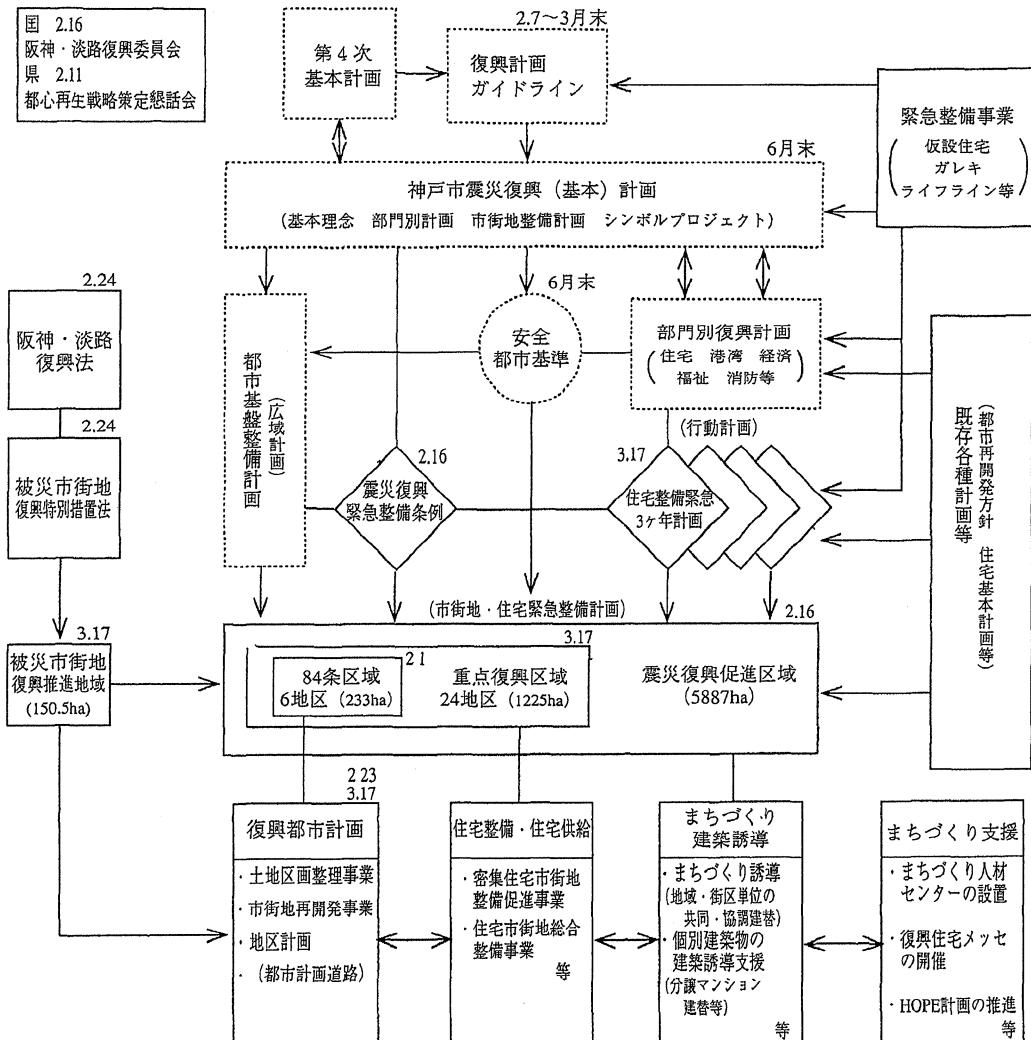
⑥安全で快適な住宅及び住宅街区の整備を推進する。

・高齢社会に対応した住宅の建設を誘導し、防災制の高い住宅街区の形成を図る。

（2）震災復興促進区域におけるまちづくり・建築誘導
①まちづくりへの誘導
・神戸復興すまい・まちづくりコンペの実施

・まちづくり支援制度の拡充（まち・すまいづくりコンサルタント派遣制度、まちづくり助成制度）

神戸市における復興基本計画と市街地・住宅緊急整備計画



安田丑作「神戸市の震災復興の方針とその課題」
(『阪神・淡路大震災の被害実態と復興都市づくりの展開』(1995)より)

二 小 括

1 市街地整備手法と住宅整備

③都心地域等では、良好な街並みや都市景観の形成を図るため、地区計画制度等の規制誘導施策を実施する(三宮周辺など)。
④住宅の供給を図りつつ市街地の整備を進める必要のある地域では、住宅市街地総合整備事業により、民間の住宅建設を積極的に支援するとともに、公営・公社・公団の住宅を建設する(六甲、東部新都心、新開地周辺、西出・東出・東川崎、松本周辺、キャナルタウン兵庫、御菅、真陽、新長田)。

重点復興地域においては、コアの部分は都市計画上の手法(土地区域整理事業、市街地再開発事業、都市計画施設整備事業、地区計画)により、また、住宅整備など上もの整備あるいはその他の重点復興地域の整備は、住宅市街地総合整備事業、密集住宅市街地整備促進事業、優良建築物等整備事業などのいわゆる制度要綱に基づく補助事業や住宅地区改良事業を活用して、復興を図っていくこととしている。
もつとも関連して指摘すれば、枠組みは以上のようにあっても、具体的な地域

のイメージはもうひとつはつきりしてはこない。ともすれば空間計画が、都市計画ベースの事業のみが先行している感が強い。その意味では、市街地整備と住宅供給の一体化なり調和の問題はなお潜在化したままにあるともいえよう。

また、とりわけ広大に設定された促進地区については、公的主体による面的整備などはとても想定などできない。自力建設なり民間事業主体による建設活動を前提として、各種の補助・融資制度の情報提供、建築物の防災に関するアドバイス、将来のまちづくりや事業の動きの紹介、共同化の誘導といった災害に強い街づくりに関する情報を提供しよう、場合によつては、共同化やマンションの建替にあたつて、優良建築物等整備事業などを活用しよう、特定賃貸住宅供給促進制度の利用をアドバイスしよう、もし、まちづくり協議会が組織され、まちづくり提案がまとまり、実現手法がみえてくれば、復興重点地域に追加し、支援していくこう、というわけである。

翻つて考えてみれば、このような対応は、当たり前のことである。七〇年代以降、地域の特性に応じて生活環境の改善を図るきめ細かな手法が展開されてきたのであり、被災地の復旧・復興にあたつても、当然、さまざまな手法を使い分けいかなければならない。問題は、むし

ろ、地域の特性、基盤整備の状況、被害の状況などに配慮した個々の復興まちづくりの目標設定と、それを実現するに適した具体的な事業手法の組み合わせが、各地区についてなされているかどうかについて、また、住民・地権者のコンセンサスが形成されているかどうか（あるいは、形成していくための手続がとられたかどうか）、個別具体的に評価していくことだらう。

本稿のテーマからすれば、とりわけ住宅市街地総合整備事業制度、密集市街地整備促進事業制度など建設省の制度要綱に基づく住宅系面的整備事業について、どのような場合に、どのような地域について、どのように利用できるのか、整備手法のうちどれとどれを組み合せができるのかなど詳しい検討を加えるべきなのである。被災地に対しては、採択基準や補助率の引き上げなどの特例が配慮されている。しかし、神戸市・西宮市などの担当者に聞いても、私には十分理解することができなかつた。本稿では注の形で制度の概要を述べるにとどまる。具体的な実施事例の調査も含めて、今後何らかの形で補充したいと考えている。

第二に、以上の視点からすれば、神戸

市条例において届出＝協議手法をとつていることは、手続的な意味しかもないものというべきであろう。指導のためのガイドラインがつくられておらず、どのように指導・誘導していくのか、もうひとつ不明確であるように見えるが、神戸市にすれば、指導するのではない（一緒にまちづくりしましようという「協働」理念）、再建される建築行為に関する情報を収集し、それに基づいて、建築物の防災に関するアドバイス、共同化の誘導、補助制度などの情報あるいは地元にまちづくりの動きがあることなどについての紹介など、情報提供することに重点はあるのだというであろう（したがって、建築確認の留保なども考えられていない）。

被災市街地復興推進地域ではもちろん区画整理・再開発などの都市計画事業により、そして、重点復興地域については、各種の制度要綱を活用することによって、それぞれ面的な整備を図ろうとしているようである。

これまでも神戸市は、「地区計画及び街づくり協定等に関する条例」（一九八一年）に基づいて、地域の特性にあつた住民参加のまちづくり施策を開拓してきた。まちづくりの組織づくり（と「まちづくり協議会」）を市長が認定し、協議会によりまとめられた「まちづくり提

案」の提出、それを踏まえた各種事業手法の実施や市長と協議会の「まちづくり協定」の締結、建築協定・地区計画・都市景観形成地域（神戸市都市景観条例）などの計画やルールづくりへとすすんでいく仕組みとなつてゐる。そして、支援策として、まちづくり団体への助成、アドバイザート派遣制度、まち・すまいコンサルタント派遣制度などの財政的・技術的援助が設けられている。

復興のための市街地整備・住宅再建施策においても制度を拡充し、その活用が試みられることとなるようである。複雑な空間構造や複雑な権利関係に加えて、被災により住民が地元に戻つてこれでない状態でまちづくりを進めていかなければならぬなど、むずかしいハードルが積み重なつてゐるが、従来からの実績のある地区と新しく組織化が試みられてゐる地区、建築家・プランナーなどから組織されたまちづくり支援ネットワークのボランティアな活動を受けながら、すでに動きは活発化してきている。神戸市の説く「協働」まちづくり」が実現できるのか、つまり、市の言いなりになる組織ではない組織で、市を使いこなせる組織化ができるか、部外者としては、じつと見守るしかない。

（1） 神戸市震災復興緊急整備条例の概要について、鈴木三郎「神戸市震災復興緊急

整備条例」ジユリスト臨時増刊（一〇七〇号）『阪神・淡路大震災－法と対策』一一五頁。条例もあわせて収録されている。

(2) なお三月末までに、芦屋市、宝塚市、伊丹市においても、類似した構成（復興促進区域・重点復興地区の指定、届出制の採用、三年間の时限立法など）の条例が制定されている。もとより、地域指定のかた方は同じではなく、例えば宝塚市は、重点復興地域を復興都市計画事業施行区域と重なる形で設定する方針のようである。

また、西宮市の条例「震災に強いまちづくり条例」は神戸市型とはその性格がまったく異なるものといえよう。

条例の構成からみると、第一に、条例の対象区域を市街化区域全域とし（条例三条）、したがって、神戸市条例のような地域区分の仕組みをとっていない。第二に、建築確認申請の三〇日前までに建築の内容を市長に届け出ることとしている（条例七条、規則三条）。しかし第三に、届出を受けて、市長は、「建築物の耐震化その他震災に強いまちづくりのため、……建築主に對し、情報を提供し、指導すること」とされている（条例八条）。情報の提供および指導について、具体的な運用基準が作成されており、条例で届出制をおく趣旨は、建築等にあたって耐震性の観点からの配慮を求めていこうとするものにとどまり、したがって、本来は建築基準法の施行条例ともいべき性格の条例である（以上の理解は、また、次のような状況からも明かである。「主要構造部が木造、鉄骨造、コン

クリートブロック造その他これに類するもので、階数が二以上であり、かつ、地階を有しない建築物等の建築」は、本条例では届出を免除している（七条二項三号）のであるが、それではかかる建築類型には耐震性等についての指導を行わないのかというと、そうではなく、指導要綱のほうで対応しているのである。西宮市においては、す

べに、「開発事業に関する指導要綱」「小規模住宅等指導要綱」「小規綱に基づいて開発行為のコントロールをおこなつてきているが、今回、条例に併せて指導要綱も改正し、当該建築物についての耐震化・不燃化の指導ができるようになされているのである。開発事業に関する指導要綱」一五条の四、「小規模住宅等指導要綱」第五条の二およびその補足説明）。

したがって、本条例は、個々の建築物にかかるものであり、面的なまちづくり整備のための手法と結びつくものではない。運用指針が具体的であるのも、建築物の耐震化基準に特化していることに基づくといえよう。そして、他都市と違つて条例が三年間の时限立法とされていないこともかかる条例の趣旨によるものといえよう。

震災の被害は、地域によつて大きく異なることが、西宮市では、家屋の倒壊がまだら状・モザイク状に分布しており、再開発・区画整理などの市街地開発事業や、密集市街地事業などの活用は五カ所ほどにどどまる。神戸方式の重点復興地域の指定がしつゝい被害状況にあるといえよう。

(3) その他、(1) 地方公共団体等が震災復興事業として行う建築物等の建築、(2) 非常災害のため必要な応急措置として行う建築物等の建築、(3) その他、市長が特に震災

復興事業の施行に支障がないと認める建築物等の建築、は届出しなくてもよい（九条一項）。

(4) なお、三月一七日の都市計画決定に至るまでの神戸市の対応については、真砂泰輔「神戸市緊急復興計画」ジユリスト臨時増刊（一〇七〇号）一〇七頁が、時系列的な記述をおこなつており、参考になる。

(5) 震災復興促進区域、復興重点地域の指定状況については、「神戸市震災復興街づくりニュース」第二号（一月一九日）、第三号（二月二三日）、第四号（三月二一日）がわかりやすい。神戸市街づくりニュースは、阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク事務局（編）『阪神大震災復興市民まちづくり Vol.1』（一九九五）に収録されている。同書は、被災した各地で発行された市民の手によるまちづくりニュースと、行政の発行した広報をそのままのかたちで収録したものであり、継続して発行が予定されており、記録としても重要といえよう。

(6) 被災市街地復興特別措置法および、同法に基づく被災市街地復興推進地域と建築等の制限、推進地域内の事業制度の拡充などについては、建設省都市局／住宅局（監修）『被災市街地復興特別措置法の解説』（一九九五）、五十嵐敬喜「阪神・淡路大震災と都市計画（1）法律時報六七巻六号、また、ジユリスト臨時増刊（一〇七〇号）『阪神・淡路大震災－法と対策』に所収の松島、安本、山下、山村、真砂論文を参考照。

(7) 復興都市計画のうち、三宮地区に設定された五つの地区計画区域（約七〇・六ヘクタール。地区計画では案の総覽と三週

間の意見書提出の手続が必要とされるためもあってか、時間的に遅れ、四月二八日に決定されている）には、被災市街地復興推進地域は重複して設定されていない。このことは、被災市街地復興推進地域がいわば市街地開発事業の特例（および補助率等のアップ）などのメリットを活用するためのものとしてのみ考えられていることでもある。

(8) 整備目標としては、二四地域すべてをここで上げることはできないが、次のようなものである。例えば、「森南（約一八ヘクタール）——生活中心としての拠点の形成及び良好な住宅市街地の再生（・駅前広場、生活基盤となる道路及び公園の整備、・共同化及び協調化の促進）」、「六甲道駅周辺（約二六ヘクタール）——東部副都心の核にふさわしい機能の導入及び拠点の形成並びに住環境の整備（・幹線道路、区画道路及び公園の整備、防災拠点の整備・共同化及び協調化の促進、再開発による土地の高度利用）」、「都賀周辺（約五ヘクタール）——まちづくり協議会との連携による住宅及び住環境の整備（・生活基盤となる区画道路棟の整備・共同化及び協調化の促進）」。

(9) 神戸・復興住宅メッセは六月二二日にオープンした。住宅情報拠点として、一戸建て住宅の建築プランの提案、マンション・商業ビルなどの土地活用アドバイス、協調建替コーディネーターの派遣といった情報提供や相談、住宅関係制度の紹介、資金相談などをを行う。

(10) 制度要綱に基づく住環境整備事業には、さまざまなメニューがあり、複雑多岐にわたっている。しかも、事業補助のため

の制度要綱という側面もあって相互の関連や区別がつけていくものが多い。さらに、かなりの頻度で改編がなされている。以下は、手元の資料に依拠したものであるが、精確さにはいささか自信がない。なお参考照、塙崎賢明「居住環境整備に関する事業制度の動向」住宅会議三二号五五頁（一九九四）。

(A) 密集市街地整備促進事業は、三大都市圏の木賃賃貸住宅等が密集している地区において、老朽住宅等の除却、建て替えおよび地区施設の整備等を総合的に行うことにより、良好な住環境を備えた市街地住宅の供給を図ろうとするもので、地区公共施設整備、生活環境施設の整備、従前居住者用賃貸住宅の建設なども補助対象となつていて、中心は、老朽住宅や工場等の建て替えに対する除却費・共同施設整備費に対する補助、民間賃貸住宅建て替え促進のための家賃補助など間接補助が基本となつている。

採択要件としては、(1)地区面積が概ね二〇ヘクタール（または五ヘクタール）以上で、(2)木造集合住宅率三〇%以上、(3)戸数密度五五戸／ヘクタール以上、(4)老朽戸数密度八〇戸／平方メートル以上、(5)工場密度八〇〇戸／平方メートル以上、(6)十分な地区公共施設または生活環境施設がないこと等により住環境が劣っていると認められること、である。

(B) 住宅市街地整備総合事業は、大都市等の既成市街地において、都市機能の更新、居住環境の改善及び良好な住宅の供給を推進するため、市街地住宅の建設と公共施設の整備等を総合的に行おうとするもので、

総合再開発タイプ（市街地の総合的な再開発に併せて良質な市街地住宅の整備を行う事業タイプ）と住宅供給推進タイプ（市街地住宅の供給を中心とした市街地整備を行う事業タイプ）がある。採択要件としては、(1)地区面積が概ね五ヘクタール（重点供給地域では二ヘクタール）以上で、(2)拠点的開発等の実施が見込まれる区域の面積の合計が概ね二〇%かつ概ね一ヘクタール以上（人口減少の都心地域においては、概ね一〇%かつ〇.五ヘクタール以上）であること、(3)耐火建築物の建築面積の合計が全体の概ね一／三以下であること、である。

特色としては、工場跡地、国公有地の大規模再開発などの拠点的開発を前提として、住都公団も含めて市街地住宅の供給その他、周辺の整備を図るものであること、従前居住者用賃貸住宅等整備、関連公共施設整備に対しても、補助対象とされていること（総合再開発タイプのみ）などがある。

(C) 住宅地区改良事業は、住宅地区改良法に基づくもので、不良住宅が密集する地区の整備改善を図り、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅の集団的建設を促進する目的で、不良住宅の買収除去、改良住宅の建設、公共施設、地区施設の整備を行うと設または生活環境施設がないこと等により住環境が劣っていると認められること、である。

採択要件としては、(1)面積〇・一五ヘクタール以上、(2)不良住宅率八〇%以上、(3)戸数密度八〇戸／ヘクタールである。

(D) 総合住環境整備事業は、住宅地区改良事業と類似しているが、要件がそう嚴格で

はなく、老朽住宅が集合していること、小規模敷地が連坦していること等により住環境整備が必要な地区的特性に対応した地域施設、住宅等の整備による住環境の総合的整備、地域の活性化を目的として、老朽住宅等の買収除却、公共施設、地区施設の整備、従前居住者住宅等の整備などを行う。採択要件は、(1)一ヘクタール（〇・五ヘクタール）以上で、(2)老朽住宅が五〇戸以上、(3)住宅密度と老朽住宅率の組み合せによる。

(E) 優良建築物等整備事業は、(1)共通要件として、地区面積が概ね五〇〇平方メートル（最近三〇〇平方メートル）以下で、中高層の耐火建築物または準耐火建築物を建てる事、原則幅員六メートル以上の道路に四メートル以上接すること、および一定規模の空地を確保するもので、(2)対象事業（タイプ別要件）として、設整備に対しても、補助対象とされていること（総合再開発タイプのみ）などがある。

(F) 特定優良賃貸住宅は、特定優良賃貸住宅供給法に基づく国の特定優良賃貸住宅供給制度を活用して、民間の土地所有者等が建設する良質な賃貸住宅を住宅供給公社等が一括借り上げまたは管理を受託して公的賃貸住宅として供給するもの。共同施設費等整備補助、家賃減額補助が行われる。(神戸市では一／五程度にとどまるもう、また、事務処理の手間や時間等のものなればようが、実際には、地方公共団体の負担分に対応する予算枠の制約もあるといわれている。

(G) 特定優良賃貸住宅は、特定優良賃貸住宅供給法に基づく国の特定優良賃貸住宅供給制度を活用して、民間の土地所有者等が建設する良質な賃貸住宅を住宅供給公社等が一括借り上げまたは管理を受託して公的賃貸住宅として供給するもの。共同施設費等整備補助、家賃減額補助が行われる。(神戸市では一／五程度にとどまるもう、また、事務処理の手間や時間等のものなればようが、実際には、地方公共団体の負担分に対応する予算枠の制約もあるといわれている。

(H) 特定優良賃貸住宅は、特定優良賃貸住宅供給法に基づく市の特定優良賃貸住宅供給制度を活用して、民間の土地所有者等が建設する良質な賃貸住宅を住宅供給公社等が一括借り上げまたは管理を受託して公的賃貸住宅として供給するもの。共同施設費等整備補助、家賃減額補助が行われる。

(I) 鉛筆・前掲（注1）一一八頁。

(J) 逐一注記する」とをしなかつたが、日本土地法学会関西支部一九九五年度研究総会その他の関係するシンポジウム、神戸大学震災研究会等での諸報告と討論から得た知識を参考としたところが多いことを、付記しておきたい。

なお、阿部泰隆「住宅再建の課題」ビジネスインサイト第三巻第一号八二頁が、本文稿とはまったく視点と発想を異にするが、ひろく住宅再建のための政策論を論じており、興味深い。

(L) やました・あつし 神戸大学教授